

乳児等通園支援事業の認可について

1. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設され、令和8年度から全国の自治体で実施することとされています。

2. 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としています。

3. 実施概要(予定)

- ・利用対象者 0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
- ・利用時間 月一定時間(令和7年度は月10時間)までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用可能
- ・利用料金 1時間300円(世帯状況によって減免あり)
- ・実施場所 保育所、認定こども園、事業所内保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

※ 本市では、3施設(認定こども園 小野田めぐみ幼稚園、高千帆小百合幼稚園、ねたろう保育園)で実施予定

- ・事業開始日 令和7年10月1日



4. 申し出のあった事業者

① 学校法人 小野田めぐみ学園 理事長 佐野 太

施設名 認定こども園 小野田めぐみ幼稚園
 施設所在地 山陽小野田市稲荷町3番25号
 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
 認可定員 0歳児～2歳児合計 2人
 事業開始予定年月日 令和7年10月1日

② 学校法人 信望愛学園 理事長 原田 豊己

施設名 高千帆小百合幼稚園
 施設所在地 山陽小野田市掃山一丁目31番1号
 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
 認可定員 2歳児 2人
 事業開始予定年月日 令和7年10月1日

5. 公立施設での実施

施設名 山陽小野田市立ねたろう保育園
 施設所在地 山陽小野田市桜二丁目3番21号
 事業の種類 一般型乳児等通園支援事業
 定員 1歳児 2人
 2歳児 2人
 事業開始予定年月日 令和7年10月1日